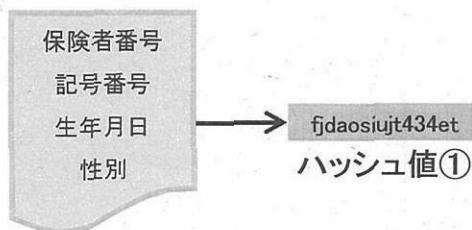


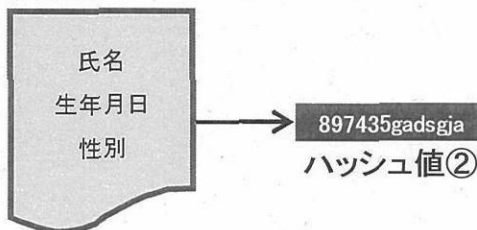
2. ハッシュ関数の具体的な活用方法

転職による保険者の変更、結婚による氏名の変更等のケースを想定し、異なる個人情報を入力にしてハッシュ値を二つ生成することで、原則として同一人物は同一として紐付けできる。

(1) 保険者番号・被保険者証記号番号・生年月日・性別からハッシュ値①を生成させる。



(2) 氏名・生年月日・性別からハッシュ値②を生成させる。



具体的な
ケース

ケース1(同じ保険者の下での氏名変更・表記の違い)

結婚などで氏名が変更になった場合、氏名の表記が異なる場合等
⇒“氏名”をインポートしていないハッシュ値①で紐付けが可能※1

ケース2(レセプトと健診・保健指導データの紐付け)

氏名の記載ルールが異なるレセプトと健診・保健指導データを紐付ける場合
⇒“氏名”をインポートしていないハッシュ値①で紐付けが可能※1

ケース3(保険者の変更)

転職等で保険者を変更し、保険者番号、被保険者証記号番号が変わった場合
⇒“保険者番号、記号番号”をインポートしていないハッシュ値②で紐付けが可能※2

ケース4(保険者と氏名がともに変更になった場合)

結婚で退職する等したため、保険者と氏名の両方に変更が発生した場合
⇒紐付けできず、別人物として扱われる

※1 ただし、生年月日、性別について同じ人物が同一記号・番号内に2名以上、存在した場合、別人物であるが同一人物として紐付けされる(双子の被保険者等)。

※2 ただし、氏名・生年月日・性別について同一の人物がいた場合、別人物であるが同一人物として紐付けされる。

(注) 分析の目的に応じたハッシュ値の活用、データ取り扱いの考慮(エラーデータの許容等)が必要